

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	・安全上重要な機器等の軽度な故障(技術基準に適合する場合) ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	・日常小修理 など

平成18年6月15日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：

No.	号機等	不適合件名	備考
1	1号機	廃棄物処理系シャワードレンタンク室入口において、通路内にある床ハッチ吊上用金具が突き出ており(5cm程度)危険なため、注意表示札の取付及び当該部を補修	
2	2号機	復水脱塩装置制御盤監視用カメラ(No. 2)の点検時、電源スイッチを「ON」操作しても電源が入らないため、カメラ内部の電源回路を点検	
3	2号機	循環水ポンプ(B・C)において、グラウンドリーク量の増加が認められたため、グラウンド部を点検・調整	
4	3号機	使用済燃料貯蔵プール水温度検出器(TE-19-83)の点検時、プロセス計算機側の指示値に精度外が認められたため、プロセス計算機の基盤を修理	
5	3号機	タービン監視計器盤内原子炉給水ポンプ駆動用タービン(A)高圧塞止弁開度計の点検時、ヒューズホルダのストップパ金具部に折損が認められたため、当該ホルダを交換	
6	3号機	廃棄物処理建屋モータコントロールセンタ室の換気空調系給気ファン(HVS3-9)において、モータ電源用フレキシブル電線管に外れが認められたため、当該電線管を修理	
7	3号機	トースドレンポンプ(B)のグラウンド排水配管において、詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	
8	3号機	原子炉圧力容器耐圧試験時、原子炉再循環ポンプ(A)メカニカルシールパージラインのフランジ部よりリーク(1滴/20秒)が認められたため、当該フランジ部を点検・修理	

その他:

No.	号機等	不適合件名	備考
9	4号機	原子炉格納容器露点温度記録計(MR-59-112)において、指示不良(ドリフト)が認められたため、当該記録計を点検・校正	
10	5号機	タービン補機冷却水系熱交換器(A)の海水側出入口ベント弁(V-37-11A-A1・A2)において、シートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	
11	6号機	気体廃棄物処理系排ガス循環水冷却器胴側ベント弁において、シートリーク(1滴/30秒)が認められたため、当該弁を点検・修理	
12	集中環境施設	補機冷却海水系海水戻り配管において、放水口サポート部に腐食が認められたため、当該部を点検・修理	
13	その他	使用済燃料共用プール設備換気空調系冷凍機(C)の点検準備時、冷却水第2入口バイパス弁(P21-F042C)にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。  
電 話:0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで